

【論文】

# 19世紀初期の英愛為替関係と為替安定化政策論 —戦時財政と為替オペレーションの実施主体について—

## Anglo-Irish Exchange and the Plan for Exchange Rate Stability in Early 19th-century

山倉和紀  
Yamakura Kazunori

### 目次

1. 序論
2. 先行研究の概観
3. ユニオン前後の英愛為替関係とアイルランド大蔵送金手形
4. 為替不安定化の検証と為替オペレーションの実施主体の問題
5. ブリテン財務府による為替オペレーションとその影響
6. 結論

### (要旨)

アイルランド通貨委員会が1804年に提案した為替安定化政策には、同委員会の高い政策立案能力が表れている。それは、アイルランド財務府が保有するロンドン・バランスをアイルランド銀行に為替安定資金として活用させるという先駆的な政策であった。なぜアイルランド通貨委員会は、為替オペレーションの実施をアイルランド銀行に委ねようとしたのか。それは、高騰した為替相場の引き下げ（平価回復）だけでなく、短期的な為替不安定化の回避をも企図したためである。当時アイルランドはブリテンへの財政依存の度合いを極度に強めており、借入金の巨額送金の必要から、財務府・大蔵委員会は自ら大蔵送金手形を振り出していた。しかし、その手形振り出しが戦時財政上の理由から不規則なものとなり、市場相場が不安定化するという問題があった。確かに、財務府・大蔵委員会には為替相場を引き下げる能力がある。手形を慎重に振り出すことによって、為替相場の乱高下を回避する能力もあるだろう。しかしその能力が戦時財政上の目標に従属するものである以上、国家財政に関わる中枢機関が為替安定化のオペレーションを適切に実施することはできない。だからこそアイルランド通貨委員会は、財務府・大蔵委員会ではなく、アイルランド銀行に為替オペレーションを実施させるべきと判断した。

## 1. 序論

## (1) 問題の背景

戦時下の経済政策として優先されるのは、戦費支出増加に伴う絶対的な歳入不足をいかに克服するか、という財政運営上の目標（戦費調達）である。そのため、それ以外の経済目標は——本稿が取り上げる通貨・為替政策も——戦時財政上の目標に対して劣位に置かれる傾向がある。18世紀末からアイルランドは、いわゆる財政=軍事国家（the fiscal-military state）としてのブリテンに組み込まれつつある戦時社会・戦時経済であった。1782年にポインズ法が修正され、アイルランド議会は立法上の独立を獲得したが、その際ブリテンは「帝国の共同防衛へ拠出する」ことを対価として求めた<sup>1)</sup>。その後1793年に対フランス戦争が勃発すると、アイルランドには「帝国の共同防衛への拠出」が求められ、しかも1798年のアイルランド国内の反乱も重なり、アイルランドの軍事支出は拡大していった。この軍事支出増加を背景にアイルランド財政が急速に悪化すると、ブリテンは一方で「帝国の共同防衛への拠出」をアイルランドに求めつつも、他方では財政上の便宜をアイルランドに与えることになる。ブリテンは、同国の公債にアイルランド債を組み込んだ特殊な起債形態によるアイルランドへの貸し付けを認めたのである<sup>2)</sup>。1800年のアクト・オブ・ユニオン成立によって、帝国の共同防衛のための英愛両国の拠出割合は明確に規定されたが<sup>3)</sup>、同時に両国の国庫統合は先送りされたため、アイルランドのブリテンからの借入れも継続することになった。すなわちユニオン以降も、ブリテンとアイルランドはそれぞれ独自の国庫を維持しながら、その財政上の結合関係は強化されていったのである。

このような両国の財政上の結合関係の強化は、アイルランドの戦費調達能力を高めつつ

も、同時に同国の戦費支出増加を余儀なくするものでもあった。そのため、戦時下で急速に悪化したアイルランド財政は、アイルランド銀行にも巨額の財政ファイナンスを強いるという弊害をもたらすことになる。しかも1797年の銀行制限条例の成立はアイルランド銀行による財政ファイナンスを容易にしたため、ユニオン以降アイルランド財政の逼迫の度合いが強まると、アイルランド銀行の対政府貸出し（国庫手形の引き受け）も急増した。これに伴い過剰発行されたアイルランド銀行券は減価するとともに、ロンドンのダブリン宛て為替手形（いわゆるアイルランド為替）の相場も上昇していった。こうして1803年後半から1804年初頭にかけて高騰したアイルランド為替は、英愛両国間の通商にこれまでにない困難をもたらし、ブリテン議会の関心もこの問題への政策的対応に向かうことになる。議会では、アイルランド銀行の過剰発券に為替上昇の原因があるとして同行に規制を求める議員たちと、それに反対する主に政府側（アイルランド銀行に財政ファイナンスを要求していたアイルランド財務府長官コリー等）との間で対立が生じた<sup>4)</sup>。ブリテンとアイルランドが当時経験したこの為替変動は、両国で不換銀行券の流通が一般化するという新たな状況のもとで生じたものだったため、その原因の特定は容易でなく<sup>5)</sup>、さらに複雑な政治的要因も絡み合い<sup>6)</sup>、為替引き下げ（平価回復）をめぐる繰り広げられた政策論議も意見の一致をみることはなかった。最終的に下院議会は為替問題を調査する特別委員会の設置を余儀なくされ、1804年3月ジョン・フォスターを委員長とするアイルランド通貨委員会が任命された。アイルランド為替論争とアイルランド通貨委員会による報告書（『アイルランド通貨報告』）の起草は<sup>7)</sup>、およそそのような文脈のなかで生じたのである。

アイルランド通貨委員会が事態打開のため

に提案した政策は、銀行券の発行抑制を含む複数の政策パッケージからなっており<sup>8)</sup>、しかも戦時財政上の目標と矛盾することなく構想されていた。そればかりか、英愛両国間の複雑な財政機構<sup>9)</sup>を活用した制度上の工夫が施されており、当時としてはきわめてユニークで先駆的な為替安定化案であった。前述のとおり、当時アイルランドはブリテンからの借入を認められていたため、随時ダブリンに送金される借入金金がロンドンに滞留していたが、アイルランド通貨委員会は、このロンドン・バランスを為替安定資金としてアイルランド銀行に活用させることを、複数の並行的施策とともに提案したのである。

## (2) 問題設定と構成

本稿が焦点を合わせるのは、この為替安定化政策——アイルランド財務府が保有するロンドン・バランスを為替安定資金として活用すべく、アイルランド銀行にロンドン宛て(ロンドン払い) 為替手形を任意の相場で振り出させ、もって為替相場を引き下げるといふ政策——である。委員会が提案した複数の並行的施策のなかでも、特にこの政策に考察を限定する理由はこうである。この政策には、アイルランドの特殊な戦時財政事情に制約されながらも、その財政機構の回路(借入金の送金ルート)を為替政策に活用するという、委員会の高い政策立案能力が表れているからである。それだけではない。後述の先行研究の概観でも明らかにされるように、その高い政策立案能力がこれまで正当に評価されてこなかったからである。

前述のとおり、当時アイルランド財務府は、英愛両国の公債政策を背景にロンドンに滞留する借入金を保有していたが、そのダブリンへの送金をアイルランド大蔵委員会送金手形(Irish Treasury Lordship Draft: 以下、大蔵送金手形と略記)によって実現していた。アイルランド財務府が(大蔵委員会の判断に

よって) ロンドン・バランスを引き当てに自ら送金手形を振り出すという方法を採用したのは<sup>10)</sup>、1797年の銀行制限措置によりすでに金現送が困難になっていたからである。ここに、検討されるべき一つの問題がある。それは、為替オペレーションの実施主体の問題である。アイルランド通貨委員会は、証人審問を通じてこの送金実態を正確に把握しており、しかも同委員会は財務府に為替相場を引き下げる能力があることを認識していた。それにもかかわらず委員会は、財務府ではなくアイルランド銀行に、為替オペレーションの実施を委ねようとしたのである。当時のアイルランド銀行は特権的な勅認会社ではあったものの、いまだ私企業のような経営を行っており、イングランド銀行に残高すらもっていない状況であった(イングランド銀行はブリテンの公債管理に深く関与していた)。このような当時のアイルランド銀行を、なぜ為替オペレーションの実施主体にしようとしたのか。その理由を明らかにすることが、本稿の直接的な課題である。ここで提起された問題は、戦時財政上の目標が優先されるなかで、どのように適切に為替オペレーションを実施していくのか、という制度設計上の制約条件と密接に関わっている。したがって、この問題の解明は、政策立案の背後にあるアイルランド通貨委員会の問題意識を広く当時の戦時財政の文脈に置いて明らかにする作業にほかならず、検討されてしかるべきものであろう。

なお本稿では、報告書の叙述だけに依拠するのではなく、委員会審問の証言録や当時の統計資料を積極的に利用し、それを報告書と照合しながら上記の問題に接近する。というのも、報告書はきわめて短期間で起草されたこともあり(委員会任命から報告書提出までの期間はわずか3か月半)、その叙述は体系的なものとは言い難く、政策の多くが未整理のまま提示されているからである。当然そこには委員会の問題意識も示されているが、多

くは断片的であるため、報告書の叙述のみでその政策論と委員会の問題意識を整合的に解釈することは容易ではない。このことも、上記の接近方法を採用する理由である。

さて、本稿は次のように構成される。まず2では、アイルランド為替論争ならびに委員会の政策論に関する先行研究を概観しながら、そこに注目する意義を確認する。3では、アイルランド財務府・大蔵委員会によるダブリンへの送金実態を明らかにする。これにより、政策立案の背景となった当時の複雑な英愛為替関係の実像が示される。4では、1803年9月にダブリン—ロンドン相場が不安定化した事例を取り上げ、その原因がアイルランド財務府・大蔵委員会による不規則かつ不適切な為替振り出しにあったこと、さらにアイルランド通貨委員会がその為替不安定化をいかにして回避するかという問題意識を抱いていたこと、これらが論証される。5では、1800～1801年初頭にかけてブリテン財務府によって実施された為替オペレーションの事例に注目し、アイルランド通貨委員会の問題意識がこの事例からも影響を受けていた可能性を指摘する。そして最後の6で、本稿の考察が総括され、次のような結論が確認されるであろう。すなわち、委員会の政策論は、高騰した為替相場の引き下げだけでなく、投機による為替不安定化の回避をも企図するものであったこと、しかも為替不安定化の原因がアイルランド財務府・大蔵委員会の送金業務に由来するものであったため、それをアイルランド銀行に移管し、同行に為替オペレーションの実施を委ねるべきとアイルランド通貨委員会が判断したこと、これである。

## 2. 先行研究の概観

アイルランド為替論争は地金論争の事実上の先行論争であり、これまで前者は地金論争の膨大な先行研究のなかで主に言及されてき

た。両論争においてもっとも重要な役割を果たしたのは、ともにブリテン下院議会に任命されたアイルランド通貨委員会と地金委員会であるが、両委員会によるそれぞれの議会報告書——『アイルランド通貨報告』(1804年)と『地金報告』(1810年)——は、マクロード (MacLeod 1856) やアンドレアデス (Andréadès 1909) といった初期の先行研究によって比較検討されている。そこでは、二つの論争が置かれた文脈の共通性、論争参加者の重複、理論分析の類似性・連続性など、いくつかの重要な点が明らかにされ、さらにそれ以降、論争当時のパンフレティアの経済論説を扱う研究も続いた。こうした一連の研究が一定の成果を上げてきたことは、あらためて指摘するまでもないであろう。しかしながら、アイルランド通貨委員会によって提案された先駆的な為替安定化案が、そこでは大きく注目されることはなかったように思われる。地金論争が金融史・経済学史の分野においてきわめて著名だったことに加え、それらの先行研究が扱う各種の主題のなかで、外国為替論(為替政策論を含む)がどちらかといえば周辺扱いされてきたこともあり、アイルランド為替論争は「地金論争の陰に隠れる」ものであったからである<sup>11)</sup>。そのため、20世紀中葉まで『アイルランド通貨報告』に関する詳細な検討は行われず、そこに『地金報告』とは異なる政策論が展開されていたことは指摘されてこなかったのである。すなわち、地金委員会が早期兌換再開という比較的単純な勧告を示しただけであったのに対し、アイルランド通貨委員会が為替安定化(為替相場操作)に向けた具体的な方策を示していたこと、また変動為替相場が戦時下の銀行制限措置(金兌換停止)に伴うものであり、それが当時としては特殊状況であったために前例のない政策立案となったこと、したがってそこに政策論史上の固有の意義があること——これらが正当に評価されてこなかったのでは



る。そのことは、アイルランド通貨委員会の政策論に若干の概説的説明を与えたオヴライエン (O'Brian 1927) においても変わらない。

このような研究状況を変える大きな転機となったのが、フェッターによる『アイルランド通貨報告』の復刻である (Fetter 1955)。そこには、報告書本体に加えて、アイルランド通貨委員会による証人審問の証言録 (抄録) や関連統計資料が添付され、さらにフェッター自身による詳細な分析が加えられている。その分析は、委員会 (報告書) の理論や政策論の検討だけにとどまらず、その背景となったアイルランドの貨幣および金融事情、委員会任命前後のブリテン議会の動向をも扱ったものであり、その分析の多くはブリテン議会資料の綿密な調査によって裏付けられている。つまり、フェッターの研究の特徴は、委員会の理論と政策論を、広範囲にわたる具体的な歴史的文脈のなかで把握しようと努めていることであり、その点で画期的な成果を上げていると評価してよいであろう<sup>12)</sup>。しかしフェッターの研究に対しては、委員会の活動とその報告書を、狭義の経済問題としてではなく、より広い政治的文脈のなかで把握しているため、かえって各論点が不明確で未整理に終わっている、という田中 (1955) の批判もある<sup>13)</sup>。とはいえ田中は、総じてフェッターの貢献をきわめて高く評価しているのであって、それがアイルランド為替論争に関する最初の包括的な研究であることに変わりはない。しかしそれが包括的であるがゆえに、委員会の為替安定化案に関しては論争の他の諸論点と同程度の厚みで論じられているにすぎず、それが政策論史のうえで先駆的な内容をもっていったことが必ずしも強調されたわけではない。そこでは、報告書の理論と政策論に関わる多様な論点がやや網羅的に扱われているためである。もっともフェッター自身は、その研究が現代 (出版時) の貨幣・為替政策の諸問題にも関連するとの認識を示している<sup>14)</sup>。

たとえば「この委員会の証人審問が、今日スターリング為替本位制とよばれるものの諸原理をめぐって、もっとも初期になされた体系的議論のひとつである」<sup>15)</sup>と指摘している。この指摘は、委員会の政策立案の意義を現代に伝えるうえで重要なものであったといえる<sup>16)</sup>。しかし、その体系的議論に関するフェッターの言及は少なく<sup>17)</sup>、したがって彼は、委員会の政策論の意義を示唆的に述べているにすぎない。ましてや、委員会の政策立案に当時の戦時財政事情が与えた影響を検討しつつそこに大きな光を当てる、という基本的な作業はなされていないのである。

ところで、上記の研究動向 (経済学史) とは別に、アイルランド金融史・銀行制度史研究の分野においても注目すべきものがある。バロウ (Barrow 1975) によるそれである。すでにホール (Hall 1949) によって、アイルランド銀行とアイルランド財務府との間で行われた 1804 年末の重要交渉が明らかにされており<sup>18)</sup>、その交渉内容は委員会の政策実現にも繋がりうるロンドン・バランスの送金委託に関するものであった (ただしその時点では実現しなかった)。バロウは、イングリッシュ・ポンドとアイリッシュ・ポンドが同化される 1826 年までの間に、アイルランド通貨委員会の為替安定化政策 (と同様の施策) がどのような交渉を経て採用されていったかを追跡することで<sup>19)</sup>、当該部分のホールの研究を拡充している。しかもそれは、アイルランド銀行への公債管理 (借入金の送金業務) の委託という文脈のなかで取り上げられており、当時の政府・財務府との関連をも視野に収めた貴重な内容となっている。しかしその研究の性質上、当該部分の考察の重点は為替論争後のアイルランド銀行の業務あるいはそれを含む制度史的展開に置かれており、したがって 1804 年の為替安定化政策論の形成史研究ではありえず、英愛間為替相場と公債管理との関連も、アイルランド初期銀

行制度を主題とする通史のなかの一齣として扱われているにすぎない。

しかし比較的近年になってから、アイルランド為替論争とアイルランド通貨委員会の分析を、当時の戦時財政の文脈に置いて読み解こうとするオグラダ (Ógráda 1991; 1994) やボイル＝ギアリ (Boyle and Geary 2004) などが現れている。オグラダの研究は、当時のアイルランド通貨委員会の理論と分析がアイルランド為替の動きを説明できていなかったことを、実証的に明らかにしたものである。オグラダの批判は多岐にわたるが、なかでも注目すべきは、当時のアイルランド銀行の過剰発券の背景にある財政的要因を指摘したことである<sup>20)</sup>。彼がこの点を指摘した目的は、アイルランド通貨委員会がその財政的要因を考慮しておらず、したがってその報告書に分析上の欠陥があることを批判するためであった。ボイル＝ギアリはオグラダの解釈を踏襲しており、そこに新規性を確認できないが、オグラダよりも綿密に当時の財政状況を整理している点に特徴がある<sup>21)</sup>。このように、オグラダやボイル＝ギアリは、当時のアイルランド為替上昇の背景にある戦時財政の影響に着目し、その点では新たな展開をみせたといえる。しかし、その一方で彼らは、アイルランド通貨委員会の活動や報告書それ自体には、戦時財政の影響を読み取っていない。しかも、彼らの研究は委員会の理論と分析に重点を置いているため、その先駆的な政策論には注目しておらず、それを政策論史上のどこに位置付け、どのように評価すべきかという点についての示唆を、彼らの貢献から得ることはできない。

ただし最近では、このようなオグラダたちの研究を批判的に乗り越えようとするものがある。たとえば山倉 (2015) は、オグラダの主張とは反対に、アイルランド通貨委員会が当時のアイルランドの財政事情の影響を強く受けつつも、その財政問題に言及しなかつ

た政治的要因を探っている。さらに山倉 (2012) では、アイルランド通貨委員会の政策論に光を当て、その政策立案にヘンリー・ソントン (委員会の有力メンバー) が与えた影響を検証する、といった新たな展開をみせている。

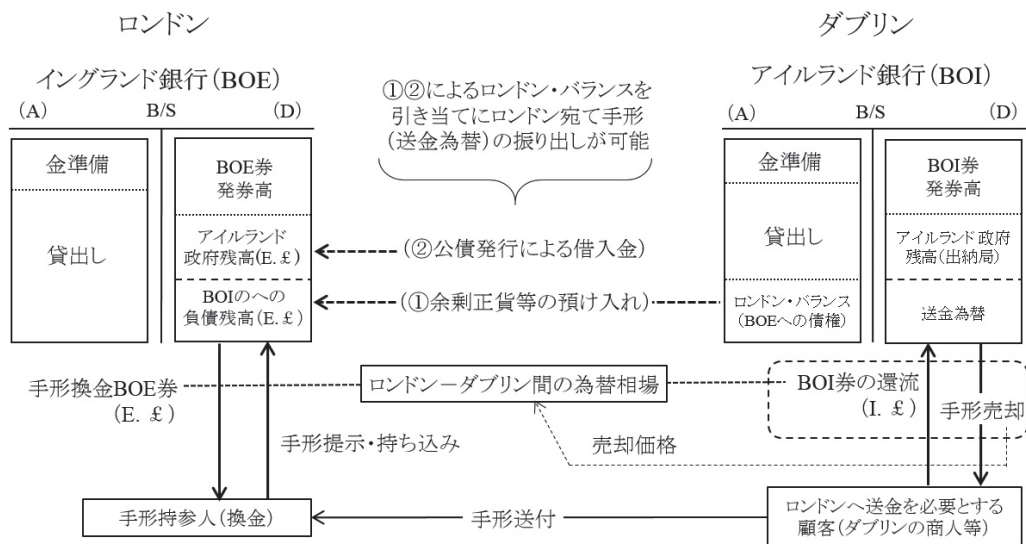
以上のように、フェターの本格的な研究以降、散発的ながらも着実に研究の進展がみられるようになったが、その先駆的な政策論に関しては、いまだ本格的な研究がほとんど存在しないのが現状である。したがって、いま求められるのは、従来の研究を修正することよりも、先行研究では依然として明らかにされていない政策論形成の要因や背景を分析する作業であろう。もちろん先行研究の空白を埋めることそれ自体に積極的な意義があるわけではない。その作業が必要とされるのは、委員会の政策立案に作用した当時の歴史的条件 (アイルランドの戦時財政事情) を度外視しては、そのユニークな政策論の内在的理解が得られないからである。

### 3. ユニオン前後の英愛為替関係とアイルランド大蔵送金手形

#### (1) アイルランド通貨委員会の政策論

アイルランド通貨委員会の勧告案には為替相場を引き下げのための複数の並行的施策が含まれていたが、その中心的な施策は、アイルランド銀行にイングランド銀行券での払い戻しを義務づけるとともに (要求払い)、アイルランド銀行に対して同行銀行券と交換にロンドン宛て為替手形 (イングリッシュ・ポンド建て) を振り出させる、というものであった。いずれもイングリッシュ・ポンドとアイリッシュ・ポンドの交換を意味し、それを通じて、市場相場を適正相場 (あるいは平価) まで引き下げることが可能となる。本稿が特に注目するのは、後者のロンドン宛て為替手形の振り出しを利用したオペレーションであ

図1 アイルランド通貨委員会の為替安定化案



(出所) ICEC (1804), Reportを参考に筆者作成。

る。ただし、これに関する報告書の叙述は素描の域を脱しておらず、その具体的な仕組みが整然と提示されているわけではない。そこであらかじめ、上記の委員会の政策内容を、報告書の叙述と論理整合的に再構成しておくことが必要であろう (図1)。

まず、アイルランド銀行はロンドンへの送金を必要とする顧客(ダブリンの貿易商人等)に対して、任意の誘導したい(市場相場より低い)相場でアイルランド銀行券と引き換えにロンドン宛て為替手形(送金為替)を振り出し、これにより市場相場に影響を与えることができる。ただしこの為替オペレーションの実施には、アイルランド銀行が振り出した手形の換金に備えて一定のロンドン・バランスを保有する必要がある。この資金の設置については、①アイルランド銀行の余剰正貨等をイングランド銀行に置くことに加えて<sup>22)</sup>、②アイルランド財務府のロンドン・バランス(ブリテンからの借入金)を活用することも示唆されていた<sup>23)</sup>。つまり、引当金として

利用されるロンドン・バランスには、アイルランド銀行自身の勘定(①)と政府勘定(②)の二種類が想定されていたことになる。このうち②では、オペレーションの過程で、イングランド銀行に保有されるアイルランド政府勘定(イングリッシュ・ポンド建て)が減少するとともに、アイルランド銀行内の同政府勘定に手形の売却代金(アイリッシュ・ポンド建て)が入る、という形での資金移転が行われる。したがってこのオペレーションがアイルランド銀行によって実施されるならば、それは同行への公債管理(借入金の送金業務)の委託を意味するであろう。

さて、このような内容をもつアイルランド通貨委員会の政策論の検討に入る前に、アイルランド財務府・大蔵委員会による戦時下での送金実態を確認しておきたい。アイルランド通貨委員会はその送金に強い関心を寄せており、委員会の制度設計の背景を知る恰好の手掛かりになるからである。

(2) アイルランド大蔵送金手形による借入金の送金実態

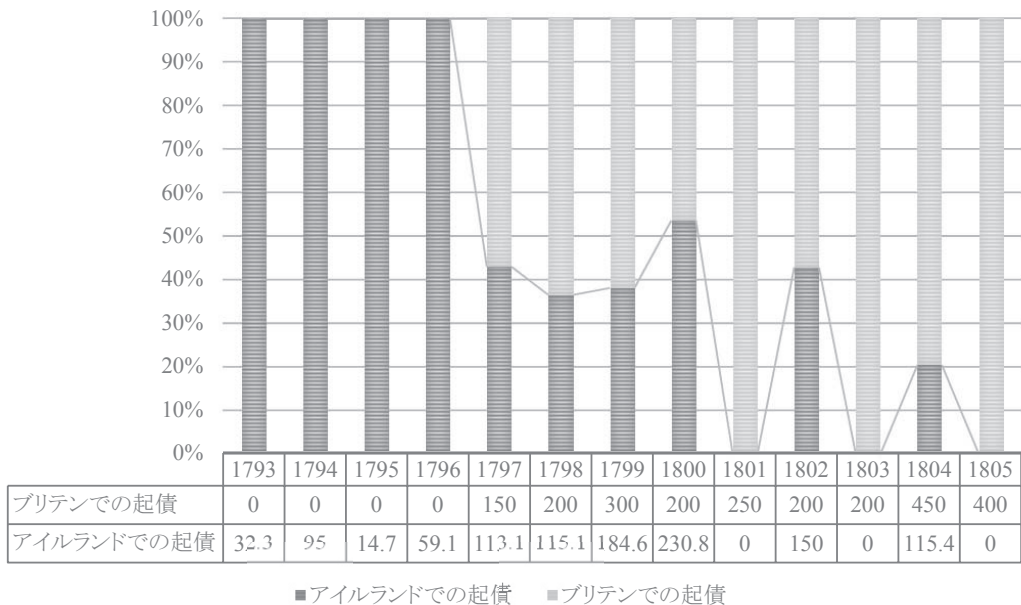
1797年以降アイルランドはブリテンでの公債発行（ブリテン債にアイルランド債を組み込んだ特殊な形態での借入れ）を認められていたが、1801年のブリテンとの立法府合同以降も国庫統合は先送りされたため、アイルランド財務府は存続し、ブリテンからの戦時資金の調達も継続することになった<sup>24)</sup>。しかもユニオン以降、その借入額はアイルランド国内調達分をはるかに上回るようになり、1804年には過去最大の450万ポンドを記録した。為替論争当時、アイルランドはブリテンへの財政依存の度合いを極度に強めていたのである（図2）。その借入金のすべてがアイルランドに送られていたわけではないが（連合王国支出への拠出負担分や公債の利払

いのため）、借入金自体が巨額だったこともあり送金も巨額であった。1797～1801年までは借入額の5～9割が送金され、アミアン和約の締結期間中（1802～1803年）でも4割程度が送金されていたのである（1804年は不明）。それらは、どのような方法でアイルランドに送られていたのだろうか。アイルランド通貨委員会が下院議会に提出した資料によれば（表1）、1797年の銀行制限以降、金現送は激減し、それに代わってアイルランド大蔵送金手形が主に利用されるようになった<sup>25)</sup>。

では、その大蔵送金手形とはどのようなものであったのか。手形の振り出しはアイルランド大蔵委員会（財務府で国庫を管理する中枢機関）によって管理されており<sup>26)</sup>、資金移転の具体的なプロセスは次のとおりである

図2 アイルランドの起債地別公債発行額・比率の推移（1793～1805年）

（データテーブルの単位：万ポンド）



（注）データテーブル内のアイルランド国内での起債額は、イングリッシュ・ポンドに換算したものの。

（出所）British Parliamentary Papers (BPP). 1868-1869 (336), Vol.35, p.551; BPP. 1890-1891 (C.6539), Vol.48, pp.300-303 より作成。



表1 アイルランド財務府（大蔵委員会）による借入金の送金方法および送金額の推移

(単位：ポンド)

	ブリテンでの借入額	アイルランドへの送金方法	送金額
1795年		代理人（パジェット＝バインブリッジ商会）による送金	10万7,000
		金	85万9,250
1796年	不明	不明	不明
1797年	150万	金	15万
		イングランド銀行券	120万
1798年	200万	アイルランド大蔵送金手形 (Irish Treasury Lordship Draft)	86万2,000
		代理人による送金	15万8,000
		イングランド銀行を通じて購入された金	32万2,000
		プレミアムなしで入手された金	5万4,000
1799年	300万	アイルランド大蔵送金手形	112万
		代理人による送金	52万7,000
		イングランド銀行を通じて購入ないし入手された金	12万7,000
1800年	200万	アイルランド大蔵送金手形	3,000
		代理人による送金	9万1,000
		アイルランド銀行券	1万7,000
			※12.25%の為替相場で取得
		イングランド銀行で取得されたアイルランド銀行券	99万8,000
			※9.5%の為替相場で取得
1801年	250万	アイルランド大蔵送金手形	105万7,000
		代理人による送金	26万2,000
		アイルランド銀行券	3万9,500
			※13.75～14%の為替相場で取得
1802年	200万	アイルランド大蔵送金手形	69万9,000
		代理人による送金	13万7,000
1803年	200万	アイルランド大蔵送金手形	83万8,000
1804年	450万	アイルランド大蔵送金手形	不明

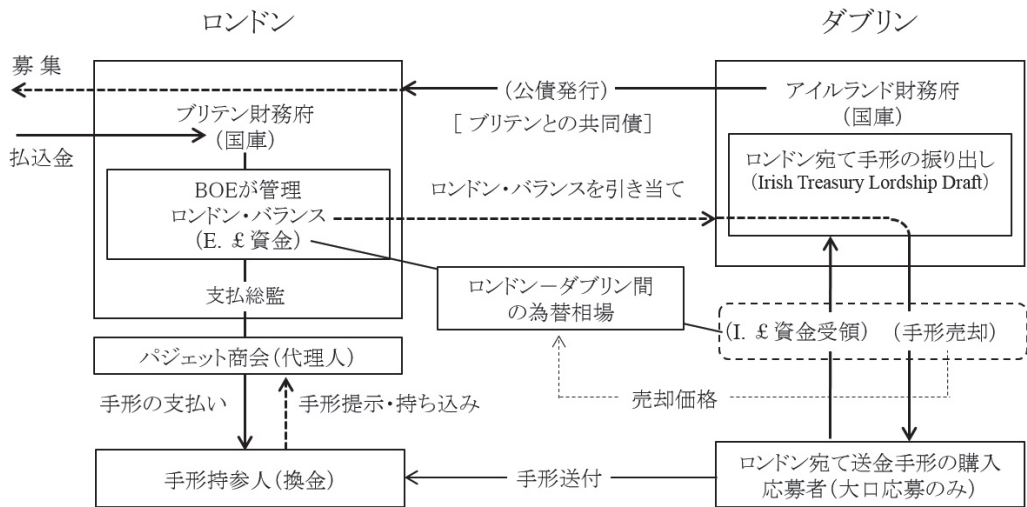
(出所) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, O, p.52 に一部筆者加筆。

(図3)。まず、大蔵委員会（財務府）が送金必要額相当のロンドン宛て為替手形（一覧後3～21日のロンドン払い手形）をダブリンで売り出し（募集）、応募者はアイリッシュ・ポンドでそれを購入する。購入された送金手形はロンドンに送付され、同地でのアイルランド財務府の代理人であるパジェット商会に持ち込まれた後、持参人にイングリッシュ・

ポンドで支払われる。なお、この手形に応募できるのは500ポンド以上（当初は1,000ポンド以上）の大口応募者だけであり、ダブリンの有力な貿易商人や為替商人であった。

アイルランド通貨委員会は、この大蔵送金手形の振り出し価格と市場相場との関連に強い関心を寄せていたが、その詳細は、アイルランド大蔵委員会主任事務官（Chief Clerk

図3 アイランド大蔵送金手形と為替相場



(出所) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Crofton) 等を参考に筆者作成。

of Irish Treasury) のジェームス・クロフトンの証言によって明らかになっている。ダブリンでは王立取引所 (Royal Exchange) で手形取引が行われていたが、ここで成立する市場相場が参考にされていた。同取引所は慣例的に、月曜、水曜、金曜という週3日 (隔日) 開かれており、大蔵委員会は為替仲買人を雇ってその市場相場を随時報告させていたという<sup>27)</sup>。大蔵委員会はロンドン・バランスのダブリンへの送金が必要になると、王立取引所の取引日翌日に送金手形の売り出しを告知し、市場相場とほぼ同じか、それよりも若干低い相場で手形を振り出していた<sup>28)</sup>。アイルランド通貨委員会が下院議会に提出した資料 (表 2.1 / 表 2.2) は、1803年1月から1804年3月までの期間にアイルランド大蔵委員会が振り出した送金手形の金額、相場 (価格)、支払期日等を示しており (約15か月間で90回以上)、手形の募集日や価格についてはクロフトンの証言をほぼ裏付けている。大蔵委員会が送金手形の募集価格を上記のように設定した理由は、国庫の利益を最大

化するためであろう。国庫にとって望ましいのは、①ブリテンからの借入金 (イングリッシュ・ポンド建て) をできるだけ有利な条件でアイリッシュ・ポンドに換えることであり、同時に②送金を滞りなく実現することである。①のためには、送金手形をできるだけ高い価格で (アイリッシュ・ポンドに不利な相場で) 売却することが望ましいが、それでは②が困難になる。したがって、市場相場あるいはそれより若干低い相場での手形の振り出しが、①②を両立させることになる。このような送金処理が、ユニオン以降実施されてきたのである。

さて、英愛両国の公債政策を背景とするロンドン・バランス (アイルランドの政府勘定) の存在と、上記の外国為替を介するその送金の仕組みが、アイルランド通貨委員会の政策論のベースとなるものであったことは容易に推測できるであろう (前掲の図1と図3を比較参照)。ロンドン宛て為替手形の募集価格は、それを市場相場以下に設定することで、市場にインパクトを与える介入価格になりう

表 2.1 アイルランド大蔵送金手形の振り出し一覧 (1803年1月～1804年3月)

手形振り出し告知日	振り出された手形の相場	市場相場 (参考) (ダブリンのロンドン宛為替)		支払い期日	手形振り出し額			
		%	% (成立日)		一覽後	£	s	d
1803年 1月 11日	相場公表されず	11.75	(10日)	3日	267	15	—	
	22日	10.5	(21日)	〃	1,098	11	—	
	25日	〃	11.625 (24日)	〃	600	—	—	
	29日	〃	11.75 (28日)	〃	1,000	—	—	
2月 1日	相場公表されず	11.75	(1月31日)	〃	300	—	—	
		7日	12 (7日)	〃	300	—	—	
3月 2日	〃	12.25	(2日)	〃	30	—	—	
4月 27日	〃	13	(27日)	〃	27	3	—	
6月 2日	〃	14.50	(1日)	〃	296	11	8	
		9日	14	14.25 (8日)	14日	10,300	—	—
		11日	〃	13.75 (10日)	〃	2,000	—	—
		14日	13.50	13.75 (13日)	〃	18,000	—	—
		16日	〃	13.50 (15日)	〃	1,000	—	—
		18日	〃	13.50 (17日)	7日	3,500	—	—
		21日	12.50	13.25 (20日)	3日	16,550	—	—
		22日	〃	13 (22日)	〃	45,304	8	10
		23日	〃	〃 (〃)	〃	12,800	—	—
		25日	〃	12.75 (24日)	〃	22,000	—	—
		28日	〃	12.50 (27日)	〃	37,818	5	3
		30日	〃	12.50 (29日)	〃	26,707	5	3
		7月 1日	〃	13 (1日)	〃	21,000	—	—
		8月 10日	〃	16.50 (10日)	〃	154	10	1
9月 10日	〃	17	18 (9日)	21日	9,855	11	1	
		—	平価	—	354	4	2	
		13日	16	16 (13日)	〃	11,000	—	—
		15日	15	15.25 (14日)	〃	15,000	—	—
		17日	14	14.25 (16日)	〃	40,438	11	11
		20日	13.50	14 (19日)	〃	44,150	—	—
		22日	〃	13 (21日)	〃	150,655	4	1
		24日	〃	14.50 (23日)	〃	10,000	—	—
		27日	〃	15 (26日)	〃	10,300	—	—
		29日	〃	16 (28日)	〃	114,212	15	—
10月 4日	〃	16.50	17 (3日)	〃	9,300	—	—	
		6日	15.50	15 (5日)	〃	10,000	—	—
		8日	14.75	15 (7日)	〃	10,080	—	—
		11日	14.50	14.50 (10日)	〃	10,000	—	—
		13日	14	14.50 (12日)	〃	8,000	—	—
		15日	13.75	14 (14日)	〃	2,600	—	—
		—	平価	—	〃	129	11	—
		18日	13.50	13.50 (17日)	〃	9,500	—	—
		20日	〃	〃 (〃)	〃	11,510	3	4
		22日	〃	13.50 (21日)	〃	20,012	2	2
		25日	〃	14 (24日)	〃	21,032	11	10
		27日	〃	14 (26日)	〃	10,900	—	—
28日	〃	〃 (〃)	〃	3,000	—	—		
29日	14.50	14.50 (28日)	〃	10,000	—	—		
11月 1日	〃	15	15 (10月31日)	〃	10,000	—	—	
		3日	15.50	16 (2日)	〃	10,600	—	—
		5日	〃	〃 (〃)	〃	10,000	—	—
		8日	16	16 (7日)	〃	9,731	13	7
		10日	〃	16 (9日)	〃	9,000	—	—
		12日	〃	16 (11日)	〃	4,000	—	—

(出所) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.1, pp.13-14; Q, pp.53-55.

表 2.2 アイルランド大蔵送金手形の振り出し一覧 (1803年1月～1804年3月) (続き)

手形振り出し告知日	振り出された手形の相場	市場相場 (参考) (ダブリンのロンドン宛為替)		支払い期日	手形振り出し額		
		%	% (成立日)		一覽後	£	s
1803年 11月	15日	15.50	15.50 (14日)	21日	12,000	—	—
	23日	〃	15.50 (21日)	〃	19,000	—	—
	24日	〃	15.50 (23日)	〃	15,559	14	9
	26日	〃	15.25 (25日)	〃	11,500	—	—
	29日	〃	15.50 (28日)	〃	10,000	—	—
12月	1日	〃	15.75 (11月30日)	〃	13,731	12	—
	3日	〃	15.75 (2日)	〃	14,000	—	—
	6日	16	16 (5日)	〃	12,000	—	—
	8日	〃	〃 (〃)	〃	27,985	—	—
	10日	〃	16.75 (9日)	〃	27,040	—	—
	13日	〃	16.50 (12日)	〃	16,484	18	3
	15日	〃	16.25 (14日)	〃	20,000	—	—
	17日	〃	16 (16日)	〃	23,600	—	—
	20日	〃	16 (19日)	〃	16,276	13	3
	22日	15.75	16 (21日)	〃	19,150	—	—
	—	平価	—	〃	400	—	—
	24日	15.50	15.75 (23日)	〃	30,474	3	6
	27日	15.25	16 (26日)	〃	8,441	10	4
	29日	〃	15.75 (28日)	〃	22,500	—	—
31日	15	15.75 (30日)	〃	39,173	18	3	
1804年 1月	1日	〃	〃 (〃)	〃	21,220	17	—
	5日	〃	15.50 (4日)	〃	37,686	19	1
	7日	14.75	15.25 (6日)	〃	34,000	—	—
	10日	〃	15 (9日)	〃	31,140	—	—
	12日	14.50	15 (11日)	〃	36,349	15	4
	14日	14.25	15 (13日)	〃	51,305	13	1
	17日	14	15 (16日)	〃	19,176	10	11
	26日	平価	18 (25日)	〃	500	—	—
	2月 14日	14	17 (13日)	〃	50	—	—
	3月	3日	16	17 (2日)	〃	5,000	—
6日		15	〃 (〃)	〃	4,000	—	—
8日		14	15 (7日)	〃	32,874	9	—
10日		13.75	15 (9日)	〃	54,346	3	—
13日		〃	14 (12日)	〃	95,300	—	—
15日		〃	14 (14日)	〃	113,332	14	10
17日		14.25	14 (16日)	〃	52,200	—	—
20日		15	14.50 (19日)	〃	58,500	—	—
22日		15.50	16 (21日)	〃	45,600	—	—
24日		16	16 (23日)	〃	30,333	11	8
			総計	1,898,651	2	6	

(出所) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.1, pp.13-14; Q, pp.53-55.

るからである<sup>29)</sup>。しかし報告書には、一時的かつ緊急的な措置としてですら、財務府・大蔵委員会に為替引き下げを促すような叙述は見当たらない。アイルランド通貨委員会は、財務府・大蔵委員会に為替オペレーションを

実施させようとはせず、アイルランド銀行に送金業務を移管し、同行に為替相場の統制を委ねようとした。なぜアイルランド銀行だったのか。次節ではその理由を明らかにしたい。



#### 4. 為替不安定化の検証と為替オペレーションの実施主体の問題

##### (1) 為替投機と為替相場不安定化の検証

なぜアイルランド通貨委員会は、大蔵委員会（財務府）ではなくアイルランド銀行に為替オペレーションを実施させようとしたのか。結論を先取りすれば、その理由は大蔵送金手形の振り出しに伴う為替投機への懸念からである。これに関するアイルランド通貨委員会の問題意識を、報告書だけでなく委員会審問の証言録からも明らかにしてみよう。

まずクロフトンに対する審問を確認すると<sup>30)</sup>、アイルランド通貨委員会は、大蔵送金手形の振り出しが市場相場に与えた影響について質問している。クロフトンは「彼ら〔アイルランド大蔵委員会〕の一般的な目的は、国庫にどれだけ多くの利益をもたらすかではなく、むしろ為替を統制し安定させることであった」<sup>31)</sup>と回答している。しかし、これは正しくないであろう。アイルランド大蔵委員会は手形募集価格の裁量権をもち、それゆえに為替相場の引き下げが可能だったが、ユニオン以降断続的にアイルランド為替が上昇傾向をみせたいずれの時期にも、それを実施しなかったからである（一方ブリテン財務府・大蔵委員会は一時的に為替引き下げのオペレーションを実施したが、それについては後述する）。アイルランド通貨委員会は証人審問の初期段階でこの事実を確認しており<sup>32)</sup>、同委員会はクロフトンの回答に疑念を抱いていたといわなければならない。しかも、もしアイルランド通貨委員会がクロフトンの主張を承認していたならば、財務府保有のロンドン・バランスを為替安定資金としてアイルランド銀行に活用させる、という政策論は生まれなかったはずだからである。

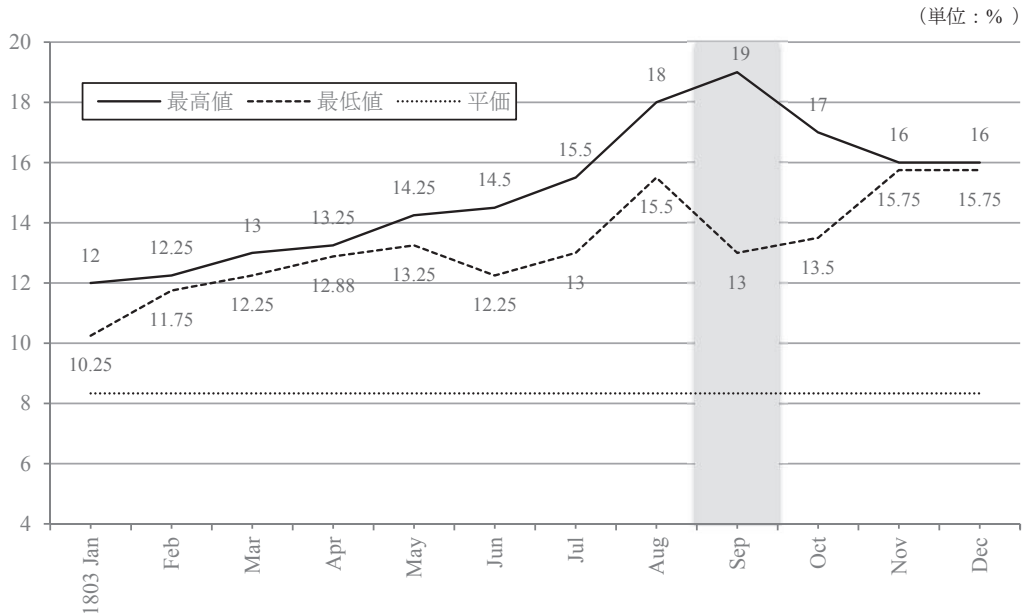
大蔵委員会の任務に対して、アイルランド通貨委員会はこう述べている。「彼ら官吏〔大蔵委員〕の任務の性質と構造は為替仲買業務

を有利に遂行するには不向きであるように思われる。…〔中略〕…彼らの干渉は為替を不安定にし、4パーセントにもおよぶ変動を引き起こしたようである」<sup>33)</sup>と。さらにこの変動が「数日間で4パーセントにもおよぶ為替騰貴」<sup>34)</sup>であったと追記している。報告書のこの指摘は重要である。なぜならここでの委員会の関心が、為替相場引き下げ（平価回復）ではなく、短期的かつ投機的な為替変動（の回避）に向けられているからである。アイルランド通貨委員会によれば、為替不安定化の要因は投機である。そして同委員会は、その投機を招いた原因が大蔵委員会による為替相場への干渉だと考えていた。では、大蔵委員会によるいかなる干渉が、どのように為替を不安定化したのか。以下、その為替投機の状況（時期、変動幅）から確認していこう。

アイルランド通貨委員会がブリテン下院議会に提出した資料によれば<sup>35)</sup>、ロンドン宛てダブリン相場が短期的に乱高下したのは1803年9～10月にかけてである（図4）。このうち4パーセントもの変動（急騰）が起きたのは同年9月だけである。同月5日の相場は19パーセントの高水準（平価よりも10パーセント以上高い水準）にあったが、16日には14パーセント台まで下落し、さらに21日に13パーセントまで下落する（半月で6パーセント下落）。しかし、そこから再び上昇をはじめ、30日に17パーセントまで急騰するのである（9日間で4パーセント上昇）。その後再び下落傾向を示し10月17日には13.5パーセントまで下落したのである。アイルランド通貨委員会が言及した「数日間で4パーセントにもおよぶ為替騰貴」は、ユニオン以降この時点（1803年9月）まで一度もなく、委員会の強い関心を引くほど異常なものだったといつてよい。

さて、アイルランド通貨委員会が指摘するように、この異常な相場の動きが大蔵委員会の干渉によって生じたならば、その時の大蔵

図4 ダブリンのロンドン宛て為替相場の推移（1803年）



(出所) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.1, pp.13-14 より作成。

送金手形の振り出しに何が起きていたのか。その相場の動きと<sup>36)</sup>、当時大蔵委員会が振り出したロンドン宛て為替手形の総額（前掲の表 2.1）を照合すると、興味深いことが分かる。1803年9月初めロンドン宛て為替相場はきわめて高水準にあったが、その直前の8月には大蔵委員会は送金手形をほとんど振り出していない（8月10日に一回だけ振り出しているが、その金額は僅か154ポンド）。9月5日にロンドン宛て相場が19パーセントを記録する直前まで、大蔵送金手形が市場にほとんど供給されなかったとすれば、為替の下落要因の一つが欠けていたことになり、為替高騰を説明する一つの理由にはなる。しかし9月10日以降、大蔵委員会は送金手形の振り出しを再開し、しかもそれはきわめて巨額であった。9月前半に三回にわたって振り出された手形の総額は、3万7,000ポンド近くに達した（同月〔日付不詳〕に平価にて

振り出されたものを除く）。その後9月17日と20日には、それぞれ4万ポンドを超えて振り出しており、これに伴い市場相場も漸次低下していったことが確認できる。そして注目すべきは、その直後の22日に約15万ポンドもの巨額の手形が振り出されたこと、さらに29日にも11万4,000ポンドが振り出されたことである。1803年の一年間の大蔵送金手形の振り出しは70回ほどであったが、その間一度の送金だけで10万ポンドを超えたのはこの9月22日と29日の二回だけである（振り出し額が4万ポンドを超えたのも、6月の一回とこの9月の二回だけである）。この時の手形振り出し価格は13.5パーセントであり、同月中旬に記録された市場相場の最低水準に近いものであった。問題は、この市場相場近傍で振り出された巨額の大蔵送金手形によって、市場相場がどのように動いたかである。これほど大量のロンドン宛て

為替手形が供給されたにもかかわらず、市場相場は下落するどころか「数日間で4パーセントにもおよぶ為替騰貴」を引き起こしたのである（前述のとおり、10月に入ると再び為替相場は下落した）。すなわち、ここから明らかなのは、大蔵送金手形の振り出しがかつてないほど急増した後に為替相場が不安定化した、ということなのである。

この時に一体何が起きていたのか。アイルランド通貨委員会はその原因に強い関心を寄せており、証人審問でのいくつかの証言を引きながら、次のように分析している。まず、為替不安定化の背景にあるのは、大蔵送金手形の振り出しに実質的な購入割当てが存在したことである。当初、送金手形の最低応募額は1,000ポンドに設定されており、その後500ポンドに引き下げられたが、いずれにせよ大口応募に限定されていたことになる。したがって、500ポンド以下の送金を必要とする者は市場で手形を入手するか、あるいは財務府・大蔵委員会から送金手形を得た者から、間接的にそれを購入せざるをえなかった（その場合一定の利鞘が上乘せされる）。アイルランド通貨委員会は、この手形応募の規制が為替商人による投機を引き起こしたとみているのである。委員会の報告書によれば、投機家は大蔵委員会が送金手形を売り出している時に転売目的で大量に購入し、大蔵委員会がそれをしない時に取引所で高い価格で売却する、そしてこの行為は有害であり不自然な為替相場をもたらすのだと<sup>37)</sup>。続けて報告書は、その原因が大蔵委員会にあることを次のような証人の言葉を借りながら示している。「その〔大蔵委員会が送金手形を振り出す〕制度が〔為替手形〕仲買（jobbing）への誘惑をもたらし」（J. ローチ）<sup>38)</sup>、したがって「その振り出しを適切な管理下に置くために規制が必要である」（W. コールヴィル）のだと<sup>39)</sup>。投機を惹起する大蔵委員会の手形の振り出しに、何らかの規制や変更が必要だとする趣旨

が、このように示されているのである。

## (2) アイルランド銀行と為替オペレーションの実施主体

しかしその一方で、報告書の叙述には、大蔵委員会に対する批判的なニュアンスはない。大蔵委員会に、その手形振り出しの弊害について内省を促すこともなければ、為替安定化への協力を仰ぐこともない。ただそこには、為替業務を遂行するには大蔵委員会は不向きな組織であるとの趣旨が、控えめな表現で示されているだけである<sup>40)</sup>。そのような控えめな筆致は、アイルランド通貨委員会の構成メンバーに関わる政治的事情に加え<sup>41)</sup>、次のような同委員会の現状認識を暗示したものである。すなわち財務府・大蔵委員会は、戦時財政上の理由（借入金の巨額送金）から手形を振り出しており、現下ではそれを優先せざるをえないこと、その状況では投機防止のために手形の振り出しを調整することが容易ならざること、これである。先に掲げた大蔵送金手形に関する資料（前掲の表2.1／表2.2）は、その振り出しのタイミングや金額が不規則だった実態を示しており、大蔵委員会に対して為替安定化のためのオペレーションの運営を求めることは明らかに困難であったと推測される<sup>42)</sup>。

アイルランド通貨委員会が為替投機の原因を大蔵送金手形の応募割当てにあると認識しながらも、その規制撤廃を提案しなかったのは、このような戦時財政事情を考慮したためであろう。大口応募に手形売却を限定すれば、借入金の送金処理を効率的に実施でき、それは財政上の目標とも合致するものだからである。しかも、アイルランド通貨委員会が政策を立案する時点で、国家財政を管理する行政機関（財務府）が不特定多数の貿易商人や為替商人に対して小口の手形売買に応じた事例はなく、手形応募割当ての規制撤廃は実践上きわめて困難であったと思われる。実際にそ

れが困難であったことを推測させる事例もある。報告書提出の約半年後の1804年12月、アイルランド大蔵委員会は過去最大規模の借入金の送金を必要としていた。大蔵委員会はその送金を実現すべく手形を振り出そうとしたものの、それが巨額だったため二度にわたり募集割れを起こした<sup>43)</sup>。最終的に大蔵委員会は手形の募集価格を引き下げ、しかも500ポンド以上という応募金額の規制を撤廃した<sup>44)</sup>。その結果、財務府(ダブリン政庁)には手形を求める人たちが殺到し、暴動寸前の事態にまで発展したのである<sup>45)</sup>。このように、国家財政に関わる中枢機関が、財政事情によって不規則にならざるをえない借入金の送金と公平な為替業務を長期にわたって両立していくのは、現実的に不可能であった。だからこそ、財務府・大蔵委員会に為替オペレーションを委ねることはできない。これが、アイルランド通貨委員会が政策を立案するうえでの条件となったのである。では、どのようにすればよいのか。同委員会が考えたのは、ロンドン・バランス(借入金)の送金業務を財務府・大蔵委員会からアイルランド銀行に移管し、同行に為替安定化のオペレーションを委ねることであった。

ところで、アイルランド銀行への送金業務の移管によって、どのように投機的かつ短期的な為替不安定化を回避できるのか。その積極的な理由も問われるであろう<sup>46)</sup>。しかし前述のように、報告書の各種政策に関する叙述は素描の域を出ておらず、そこにその説明を見いだすことはできない(アイルランド銀行の為替引き下げの能力と責務についての説明はある)。けれども、アイルランド銀行への送金委託が上記の問題点を解決する現実的な方法であることは、少なくとも、次の三点から明らかである。第一に、当時アイルランド銀行はロンドン宛て為替を振り出していなかったが(アイルランド国内の送金手形(post bill)は扱っていた)、1783年に設立されて

以降、国民的銀行として不特定多数の商人の手形(商業手形)を割り引いており、小口取引に応じていたこと、第二に、銀行理事のなかには為替取引に精通しているものが含まれていたこと、そして第三に、アイルランド通貨委員会の政策論にはアイルランド銀行の自己勘定と政府勘定の二種類のロンドン・バランスの設置が提案されていたが(本稿3.(1)を参照)、この銀行の自己勘定がより規則的な為替業務(手形振り出し)を可能にするであろうこと、これである。なぜなら、アイルランド銀行は、財務府が借入金の送金を必要としない時には、銀行の自己勘定を引き当てにロンドン宛て為替を振り出すことができ、送金為替の需要に対して一定の供給を保証できるからである。したがって、借入金の送金業務を財務府・大蔵委員会からアイルランド銀行に移管すれば、手形振り出しの不規則性や不公平な応募割当てに起因する投機を排除できる可能性が高い。このような理由から、アイルランド銀行が財務府・大蔵委員会よりも適切に為替オペレーションを実施できる条件を備えていたことは明らかであろう。

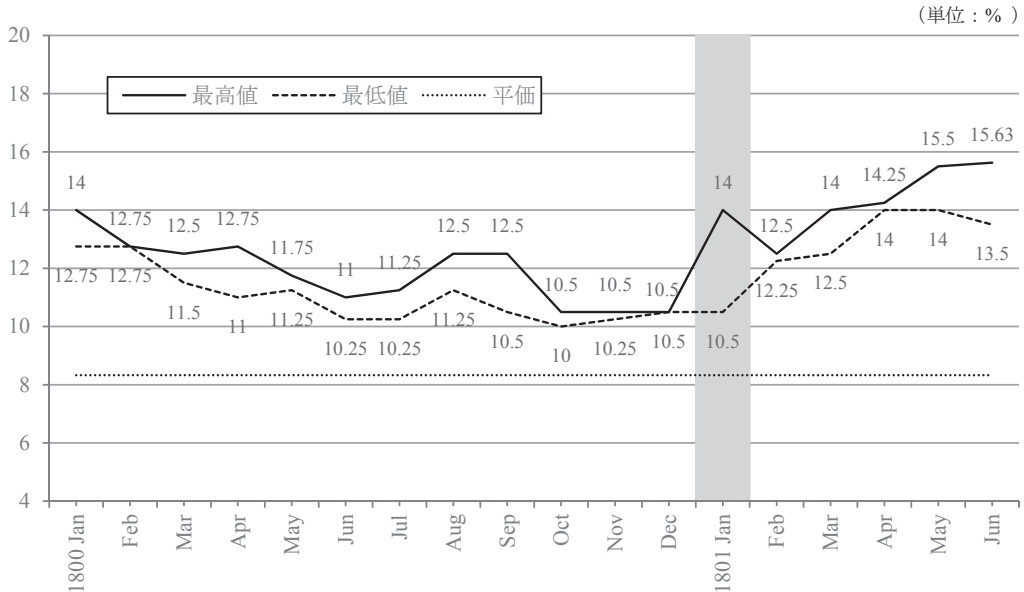
## 5. ブリテン財務府による為替オペレーションとその影響

### (1) 1800～1801年初頭の為替オペレーション

報告書では言及されていないものの、アイルランド通貨委員会が証人審問で関心を寄せた為替オペレーションの事例がある。ブリテン財務府が1800年から1801年初頭にかけて政策的に為替相場を引き下げたそれである。この事例に関する証人審問が示唆するのは、英愛両国間の財政機構(アイルランド債の払い込み局面)を活用した為替オペレーションには一定の効果があったものの、為替相場の不安定化を招く危険もあったことである。したがってアイルランド通貨委員会が、



図5 ロンドンのダブリン宛て為替相場の推移 (1800 年 1 月～1801 年 6 月)



(出所) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.2, pp.25-26 より作成。

この事例 (の証言) を重視していたとすれば、財務府から為替安定化のオペレーションを切り離すという同委員会の政策立案に一定の影響を与えた可能性がある<sup>47)</sup>。以下、前節の考察を補強する事例として、このオペレーションに注目しよう。

1799 年後半からロンドンのダブリン宛て為替相場は上昇傾向を示しており (アイリッシュ・ポンドの相対的減価)、1799 年の最後の四半期は 12～14.25 パーセントで推移し (3 か月間の平均が 12.9 パーセント)、1800 年 1 月は 13～14 パーセント、同 2 月も 12 パーセントを下回ることにはなかった<sup>48)</sup> (図 5)。このアイルランド為替の上昇に苦慮したのは、主にアイルランドとの貿易に従事するロンドン商人たちであったが、彼らは当時のブリテン首相ピット (同国財務府長官を兼任) に為替上昇の対策を講じるよう求め、ピットは為替を引き下げることの方策として次のことを承諾した。それは、アイルランドのた

めにブリテンで募集された公債の払込金 (分割払い) を、イングランド銀行券ではなくアイルランド銀行券でイングランド銀行 (ブリテン財務府の出納事務担当機関) に受け入れさせること、その際アイルランド銀行券を市場相場よりも有利な 9.5 パーセントの相場 (対イングリッシュ・ポンド) で受け入れさせることであった<sup>49)</sup>。それはアイルランドの戦費調達や同国のサービスのために募集された公債の払込金であるから、そのままアイルランド銀行券でダブリンに送られることとなり、送金処理に関する特段の不都合は生じない。問題は、その政策的対応がロンドンーダブリン間の市場相場にどのような影響を与えたかである。

1800 年にアイルランドがブリテンから借り入れた総額は 200 万ポンドであったが (前掲の表 1)、上記の方法によるアイルランド銀行券での送金額は借入総額のほぼ半分にあたる 99 万 8,000 ポンドであった。このよう

な巨額のアイルランド銀行券が市場相場より低い価格（アイルランドに有利な為替相場）で事実上イングランド銀行券と交換されたため、市場相場は下落の圧力を受けることになり、ロンドンのダブリン宛て為替相場は下落していった。1800年初頭に13～14パーセントだった相場は、同年4～5月にはほぼ11パーセント台に下落し、6～7月は10パーセント台、そして8月後半から9月前半にかけて一時的に12パーセントに達することはあったものの、それ以降12月末まで10パーセント台を維持した<sup>50)</sup>。一方、アイルランド銀行券で公債金の払い込みを許可された商会のなかにはアイルランドのそれも含まれていたため<sup>51)</sup>、ダブリンでのロンドン宛て為替相場も同様に下落していった（1800年6月中旬～7月中旬、同9月末～12月まで9パーセント台）<sup>52)</sup>。このように、1800年のロンドン－ダブリン間の為替相場はロンドンとダブリンの両地において総じて低位安定することになった。しかし、ピットが1801年2月に首相（および財務府長官）を辞任すると、後任のアディントン（正式就任は3月）は相場維持のためのオペレーションを拒否する<sup>53)</sup>。その結果、それまで低位にとどまっていたダブリン宛て為替相場は再び上昇傾向を示し、3月末には14パーセントに再び上昇し、5月中旬には15パーセント台にまで騰貴したのである<sup>54)</sup>。アディントンが為替オペレーションを停止した正確な理由は不明だが、ともかくこうしてブリテン財務府によるロンドン－ダブリン相場の固定化はピット政権（第一次）の終了と共に終わりを迎えたのである。

さて、ブリテン財務府が主導し、英愛間の財政機構の回路を活用したこのオペレーションの事例は、前述のとおり、アイルランド通貨委員会の報告書には言及されていない。しかし、上記の内容はいずれも証人審問で語られたものであり、その質疑から同委員会がこ

の事例に注目していたことは明らかであろう。しかも委員会は、ブリテン財務府による為替オペレーションの積極的な側面（為替安定化）だけでなく、その悪影響についても情報を得ようとしていたのである。後述のとおり、そのオペレーション実施中にアイルランド為替が一時的に不安定化したことや、その原因にも質疑が及んでいるからである。つまり委員会は、ブリテンとアイルランドの違いはあれ、財務府主導のオペレーションの問題点を、ここでも検討していたことになる。以下その内容を詳しくみてみよう。

## (2) 為替オペレーションの問題点と政策立案への影響

ピットが首相を辞任する直前、短期的ではあるものの、為替オペレーションの実施中にロンドンのダブリン宛て相場に異変がみられた。1801年1月に一か月間で10～14パーセント台の間で乱高下を示したのである（ダブリンでは9～12パーセント台）。具体的にその1か月の動きを追うと、月初めの10.5パーセントから中旬以降14パーセントに上昇し（約半月で3.5パーセントの急騰）、月末には12.5パーセントまで下落している<sup>55)</sup>。これは、前節の事例（1803年9月のダブリンのロンドン宛て為替相場）ほどではないが、ブリテン財務府による為替オペレーションが開始された1800年1月以降の相場の動きと比べると、異常な変動といつてよいであろう。

この時の為替オペレーションに関する有力情報は、バジェット（アイルランド銀行の代理人）とボロウズ（ロンドンの商人）によって与えられていたが、両者の評価は大きく異なっている。ボロウズはそのオペレーションの為替引き下げ効果を肯定的に捉えているのに対し<sup>56)</sup>、バジェットは、その効果自体は否定しなかったものの、1801年1月にアイルランド為替が乱高下した事実と言及し、このオペレーションには問題があったと述べて

いる<sup>57)</sup>。なぜこの時、為替相場が不安定化したのだろうか。パジェットによれば、公債を引き受けた商会によるアイルランド銀行券での払い込みは、すべての商会に対して公平に許可されなかった。特定の少数の商会だけ優遇的にアイルランド銀行券での払い込みを許可し、他の商会からの払い込みは制限したという<sup>58)</sup>。パジェットは、7つの商会のうち二つだけが優遇的な対応を受けたと述べており<sup>59)</sup>、それは次のような意味でも不適切なオペレーションであった。この優遇措置は商会間の公平性の問題にとどまらず、彼ら自身の利益追求行動から市場に与える為替引き下げ効果を抑制したと思われるからである。彼らが9.5パーセントの相場でイングランド銀行（ブリテン国庫）に払い込んだアイルランド銀行券は総額で100万ポンド近いものであったが、そうした巨額なオペレーションであったにもかかわらずロンドンではダブリン宛て為替相場は一度も10パーセントを下回ることはなかった<sup>60)</sup>。彼らはその優遇的な相場を為替取引にそのまま適用せず、一定の利鞘を得ていたのである。アイルランド銀行券での公債金の払い込み（事実上の為替取引）に不公平な割当てが存在したことが、為替相場（市場相場）に投機的に作用し、結果として相場の乱高下（1801年1月）が生じた、というのがパジェットの見解である<sup>61)</sup>。

フェッターが指摘するように、この時実施されたオペレーションが明確な政策上の目標もなく、いわば場当たりに実施されたものであったことは確かであろう<sup>62)</sup>。しかし、アイルランド銀行券での公債金の払い込みに不公平な割当てが存在した事実と、それが1801年1月の相場乱高下に作用したという因果関係を検証することは難しい。公債金の払い込みに関する具体的なデータ（時期・金額）が利用できないため、最低限のファクト・ファインディングすら困難だからである。しかし、ここで問題とすべきは、この為替オペ

レーションが為替の短期的変動を引き起こしたことの客観的証明の可否ではない。為替オペレーションを財務府ではなくアイルランド銀行に委ねるべきとした委員会の政策立案に、はたしてこの事例が影響したのかが問われるべきであろう。この問題を明らかにするうえで最大の困難は、報告書に1801年1月の事例への言及を確認できないことである。そのため、委員会の政策立案にこの事例が与えた影響を直截に判断することは、慎むべきではある。

しかし、ここで少なくとも言いうることは、上記の一連の内容がアイルランド通貨委員会の証人審問で語られたものであること、そしてその証言はいずれも、委員会から出された質問への回答のなかで示されたものだということである。しかも委員会は、早くも証人審問の初日（1804年3月5日）に「ブリテン政府によるアイルランド借款の送金方法」や「その公衆に与えた損失」についてパジェットに質問し、証言を引き出しているのである<sup>63)</sup>。その2日後（3月7日）には、この為替オペレーションが招いた「甚大かつ重大な不都合（great and material inconvenience）」の存否をボロウズに質問しており<sup>64)</sup>、証言録にこうした一連の質疑が記録されているという事実それ自体が、この事例に対する委員会の関心を裏付けているのではないだろうか。

それに加えて、ブリテン財務府による為替オペレーションのネガティブな側面を強調したのがパジェットだったことにも留意する必要がある。パジェットは、アイルランド政府・財務府のロンドン代理人であり、従来から公債の送金業務に携わっていた。また彼はアイルランド銀行のロンドン代理人でもあり、公債と英愛為替関係の両方に精通した数少ない証人であった。アイルランド通貨委員会が下院議会に提出した総数30ページにおよぶ詳細な為替相場表がパジェット（パジェット＝ペインブリッジ商会）から出されたもので

あったことは容易に推測できるし<sup>65)</sup>、委員会が真っ先に審問したのもパジェットであった(審問開始日の1804年3月5日に召喚され、5月9日の最終証人も彼であった)<sup>66)</sup>。つまりパジェットは、客観的にみて、きわめて重要な証人であった。

その重要証人パジェットが詳細かつ具体的に述べた内容であったことを考えると、委員会が上述のオペレーションのネガティブな側面を軽視した可能性は、おそらく低いであろう<sup>67)</sup>。しかもそう推測することは、財務府・大蔵委員会に為替オペレーションを委ねるべきではないとしたアイルランド通貨委員会の政策論とも矛盾しない。前節でみたように、1803年9月に起きたダブリンのロンドン宛て為替相場の乱高下はアイルランド大蔵送金手形の事実上の割当てに起因するものであったが、この1801年1月の事例はそれと本質的に同一の要因によるものだからである。したがって、この事例が委員会の政策論の根拠の一つとなったと見なすことには、一定の合理性があるように思われる。

## 6. 結論

本稿では、1804年のアイルランド通貨委員会による為替安定化政策——ロンドンに滞留するブリテンからの借入金を為替安定資金として活用すべく、アイルランド銀行にロンドン宛て為替を振り出させ、もって為替相場を引き下げるといふ政策——に焦点を絞り、その政策立案の背後にある委員会の問題意識、それに作用した当時の戦時財政事情、そして本稿の直接的課題である為替オペレーションの実施主体の問題を解明してきた。以下、本稿で明らかになった点を整理しながら、結論をまとめよう。

アイルランド通貨委員会の政策論は、高騰した為替相場の引き下げだけでなく、投機的かつ短期的な為替不安定化の回避をも企図し

たものであった。1804年初頭、アイルランド通貨委員会の任命を不可避にしたブリテン下院議会討議の焦点は、平価をはるかに凌駕した現下のアイルランド為替をいかにして引き下げるか、という喫緊の政策問題に置かれていた。委員会に付託された任務は、その具体的方策を見いだすことであった。この時点での委員会の任務は、為替引き下げという単一の政策課題への処方箋を提示することにあつたといつてよい。しかし最終的に、委員会による制度設計は、高騰した為替相場の引き下げだけでなく、その短期的かつ投機的変動の抑制をも視野に収めたものとなつていた。このような委員会の政策目標の変化と拡充は、どのように生まれたのか。委員会は、戦時下で常態化していたアイルランド財務府・大蔵委員会による送金実態を注意深く観察することで、その問題点(投機的な為替変動の誘発)への関心を喚起され、その克服なしの政策立案はありえないと確信するに至つたのである。

アイルランド通貨委員会が為替オペレーションをアイルランド銀行に委ねようとしたのも、その投機的かつ短期的な為替不安定化を回避するためであった。委員会が証人審問を通じて把握したのは、ブリテンからの借入金をアイルランドへ送るために大蔵送金手形が振り出されていたこと、その手形は市場相場近傍で振り出されていたものの、しばしば振り出しのタイミングや金額が不規則であり応募条件も不公平であったこと、そのため、それを利用した為替商人による投機が為替相場を短期的に不安定化させたこと、などであった。アイルランド通貨委員会は、こうした理解にもとづいて、大蔵送金手形の振り出しを管理するアイルランド大蔵委員会に何らかの規制や変更が必要だと考えるに至つたのである。

しかしその一方で、報告書の叙述には、アイルランド財務府や大蔵委員会に対する批判



的なニュアンスはない。大蔵委員会に、その手形振り出しの弊害について内省を促すこともなければ、為替安定化への協力を仰ぐこともない。ただそこには、為替業務を遂行するには大蔵委員会は不向きな組織であるとの趣旨が、控えめな表現で示されているだけである。報告書のそのような筆致は、アイルランドの戦時財政事情を考えれば、けっして不自然なものではない。すでにみたように、当時アイルランドはブリテンへの財政依存の度合いを極度に強めており、アイルランド財務府は借入金の巨額送金の必要から、不規則かつ不適切な手形の振り出しを余儀なくされていたからである。つまり第一義的には、財務府・大蔵委員会による送金手形の振り出しは戦時財政上の目的によるものであって、為替安定化のためにあるのではない。確かに財務府・大蔵委員会には為替相場を引き下げる能力があるだろう。手形を慎重に振り出すことによって、為替相場の乱高下を回避する能力もあるだろう。しかしその能力が戦時財政上の目標に従属するものである以上、国家財政に関わる中枢機関が為替安定化のオペレーションを適切に実施していくことは不可能である。だからこそアイルランド通貨委員会は、

借入金の送金業務をアイルランド銀行に移管し、同行に為替オペレーションを実施させるべきと判断したのである<sup>68)</sup>。

このような判断には、アイルランド銀行への送金委託によって為替不安定化を回避できるとの委員会の展望も不可欠である。すでにみたように、アイルランド通貨委員会の政策論には、アイルランド銀行が自己勘定でロンドン・バランスを設けることも提案されており、このことは、同行に借入金（政府勘定）の不規則な送金を調整する能力（自己勘定）が備わること示唆している。しかし委員会は、それを強調するのではなく、むしろ国家財政の中枢機関が為替業務を担うことの問題点をきわめて慎重に述べざるをえなかった。それは、為替安定化のための委員会の構想が、ともすれば当時何よりも優先されるべき戦時財政上の目標と相容れないものと受けとめられるおそれがあったからであろう。戦費調達（ブリテンからの送金）という最優先の目標と矛盾することなく、その送金に起因する弊害を除去しなければならない。委員会の政策論は、このきわめて難しい課題に対する現実的な方策を示したものであったといえる。

#### 〔注〕

1) 佐藤 (2010), 36-44 ページ。佐藤 (2010) は、1778 年の植民地の課税原則を撤廃する法律 (18 Geo. III, c. 12) の前文に「帝国の共同防衛への拠出を植民地の一般会議の権限のもとで調達し、それを条件に課税撤廃を承認する」旨が明記されたことに注目し、この歴史的教訓（前例）がグラタン議会在成立した際にも適用されたと指摘する。つまり佐藤は、英愛財政統合を強化する法的根拠が 1778 年法（前文）にあったと捉えている。ユニオン前後の（主にアイルランド側からみた）英愛財政関係については、佐藤 (2010) に加え、Murray (1903), Kiernan (1930),

McCavery (2000) を参照。また、同時期のブリテン（に考察を限定した）財政事情については、佐藤 (1965) および藤田 (2008) を参照。

2) アイルランドがブリテンへの財政依存の度合いを極度に高めたのは、1797 年以降である。アイルランドのブリテンでの公債発行額の推移については、後掲の図 2 およびその出所を参照。

3) アクト・オブ・ユニオン第 7 条（財政条項）において、英愛両国の拠出割合は「15 対 2」と定められた。最終的に 1817 年に両国の国庫は統合されたが、第 7 条ではユニオン後 20 年間この拠出割合が維持されることなど、各種の財政規定が定められていた。この財政条項の検討段階で、

## 19世紀初期の英愛為替関係と為替安定化政策論

- 英愛の提出割合が「15対2」とされた経緯については、マカヴェリが詳しい (McCavery 2000, pp.354-359)。また財政条項の内容に関しては、Kiernan (1930)、佐藤 (2010) を参照。国庫統合前後の英愛財政関係については、日浦 (2010) でも言及されている。
- 4) コリヤーがアイルランド銀行を擁護した理由については、山倉 (2015)、5-13 ページを参照。
  - 5) それが容易ではなかった理由として、当時の理論の到達水準を考慮する必要がある。為替変動が貨幣的要因 (インフレ率) と実物的要因 (支払差額) のそれぞれから引き起こされるという、いわゆる名目為替論と実質為替論の議論は、このアイルランド為替論争を通じて深まっていったからである。さらに現実的な問題もある。当時アイルランドの発券制度は未整備だったため、流通銀行券量とその減価に関するファクト・ファインディング自体が困難だった。当時同国では、アイルランド銀行券以外にも大量の個人銀行券が流通し、それに加えて無認可の銀券やIOUすら多く使われていたからである。
  - 6) 議会では為替問題が取り上げられた政治的意図、意見対立の政治的背景、さらに委員会任命に至る政治的駆け引きの存否については、いまだ検討されるべき多くの問題を残しているが、さしあたりFetter (1955), pp.25-31 および田中 (1955), 15-19 ページを参照。
  - 7) アイルランド通貨委員会によるブリテン下院議会への提出文書 (Irish Currency/Exchange Committee: ICEC 1804) は、「報告書」(Report) 本体に加えて、「証言録」(Minutes of Evidence) と「統計資料」(Appendix to Minutes) から構成されている。それらが4回に分けて順次議会に提出されており、「報告書」以外はタイトルナンバーも付してある(「証言録」(1) (2), 「統計資料」(3) (4) のナンバリング)。British Parliamentary Papers (BPP)の1804年下院版では、これら3種類5点の文書のうち、「証言録」(1) (2) と「統計資料」(3) (4) にはそれぞれ通しページが付してあり、さらに5点の文書全体の通しページも付いている。本稿での引用については、3種類の文書をそれぞれ、ICEC (1804), Report; ICEC (1804), Minutes of Evidence; ICEC (1804), Appendix to Minutesと記し、引用ページについても文書ごとのページだけを明記する。したがって全体の通しページは省略し、またタイトルナンバーも省略する。
  - 8) 本稿で取り上げた政策以外では、アイルランド銀行によるイングランド銀行券での払い戻し義務化、個人銀行券や無認可発券を抑制する法整備、さらに抜本的な両国通貨の同化案まで提案されている (ICEC 1804, Report, pp.14-21)。アイルランド通貨委員会の政策論を整理したものとして、山倉 (2012), 55-56 ページを参照。
  - 9) 1801年の立法府合同後も国庫統合は見送られ、アイルランド財務府 (下級財務府) は存続することになった。アイルランド財務府が廃止されたのは、ブリテンとの国庫統合が成立した1817年である。
  - 10) アイルランド大蔵委員会はアイルランドの歳出 (国庫) を管理し、財務府の借入金の送金 (大蔵送金手形の振り出し) も同委員会の意思決定によるものであった。アイルランド財務府とアイルランド大蔵委員会の用語の使用法について述べておく。本稿では、財務府と大蔵委員会の語をほぼ同義に使用しているが、財務府の具体的な意思決定、たとえば大蔵送金手形の振り出しなどを具体的に論ずる場合には「大蔵委員会」を、それ以外の、たとえば国庫、国家財政一般を論ずる文脈では「財務府」の語を使用する。ただし、その両方の意味を含む場合もあるため「財務府・大蔵委員会」の表現も多用する。アイルランド大蔵委員会の詳細については、キールナン (Kiernan 1930, pp.282-296) および後掲の注26) を参照。
  - 11) アイルランド為替論争や『アイルランド通貨報告』を「地金論争の陰に隠れる」と最初に表現したのはマクロードであろう (MacLeod 1856, p.139)。以来その表現は出典を明記されることなく頻繁に引用されてきた。

19 世紀初期の英愛為替関係と為替安定化政策論

- 12) フェターの研究と同種のものに、『地金報告』を復刻したキャンナン (Cannan 1919) がある。田中は、フェターの貢献をキャンナンのそれと対比しつつ、それまでの先行研究の進展状況を考慮すれば、フェターの方が「はるかに困難な、したがって画期的な仕事であると考えざるをえない」としている (田中 1955, 4 ページ)。
- 13) 田中 (1955), 4-5 ページ。田中は自身の批判に加えて、ホースフィールドの批判を紹介している。フェターはハミルトンによるスキャンダル暴露 (当時アイルランド大蔵委員会メンバーが俸給を不正な交換レートでイングリッシュ・ポンドに換えて受領していた問題) が委員会任命に導いた重大な要因であったとしているが (Fetter 1955, p.27), ホースフィールドはそれを過大評価とみており、為替問題への議会の関心を個別の政治問題から説明することに否定的である (Horsefield 1955, p.266)。
- 14) Fetter (1955), p. 5.
- 15) Fetter (1955), p.42.
- 16) フェターが具体的に言及したのは 1950 年代当時のスターリングが替本位制 (ベッグ制の一種) であったが、1804 年の委員会の政策論は、現代の国際通貨システムが抱える課題にも多くの示唆を与える。なぜなら、現代でも何らかのベッグ制 (ソフトベッグ～ハードベッグ) を採用している国は多く、しかも変動相場を採用している主要国であっても、為替相場が不安定化した場合には通貨当局による介入が不可避だからである。
- 17) 証人審問では、たとえば公債の支払いや利払いを為替安定化に利用する提案が示されていたが、それに関するフェターの言及は少なく、「アイルランドとイングランドの両国において、アイルランドの公債を固定相場で支払い可能とするトーマス・ソーブ・フランク (Thomas Thorpe Frank) の提案や、アイルランドとイングランドの両国の公債利子が『所有者の選択次第でいずれかの銀行にて支払われる』とするジョン・クラウディウス・ベレスフォード (John Claudius Beresford) の提案」があると紹介しているだけである (Fetter 1955, p.43)。
- 18) Hall (1949), p.99.
- 19) Barrow (1975), pp.39-47.
- 20) Ógráda (1991), pp.16-17; Ógráda (1994), pp.49-51.
- 21) Boyle and Geary (2004), pp.109-113.
- 22) 報告書は、アイルランド銀行のロンドン・バランス設置を支援する方法にも言及している。たとえば、ロンドン・バランスを設けるための同行の資本金増加など、複数の提案がなされている。ICEC (1804), *Report*, p.18.
- 23) ICEC (1804), *Report*, p.16.
- 24) 1793 年の対フランス戦争勃発以降、アイルランドの軍事支出増加と同国の財政赤字増加の間に強い相関が確認できる。1797 年からユニオンまでは軍事支出は財政赤字額を上回っており、ユニオンから 1805 年までは前者は後者をやや下回ったものの、アイルランドの財政赤字はほぼ軍事支出分に相当する額であった。これを裏付ける資料として以下を参照。BPP 1895 (C.7720), *Royal Commission on the Financial Relations between Great Britain and Ireland*, Appendix, I, p.369 & p.372.
- 25) ただし例外として、1800 年にはアイルランド銀行券による大規模な送金が行われたが、その詳細は後述する (本稿 5 節)。
- 26) アイルランド大蔵委員会 (Lords Committee of the Irish Treasury: 1793 年設置) はアイルランドの歳出 (国庫) を管理する中枢機関であり、大蔵送金手形 (Irish Treasury Lordship Draft) の振り出しも彼らの管理下にあった。同委員会は 6～9 名で構成され (職位はいずれも大蔵卿)、そこには、アイルランド財務府長官 (Chancellor of the Exchequer of Ireland), アイルランド歳入委員会筆頭委員 (First Commissioner of the Irish Revenue), アイルランド担当相 (Chief Secretary for Ireland) などが含まれていた。
- 27) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Crofton), p.69.

- 28) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Puget), p.23; (J. Crofton), p.69.
- 29) その介入効果を裏付ける事例がある。アイルランド通貨委員会解散後の1804年12月、ブリテンでの巨額の借入金を送金する必要から、アイルランド大蔵委員会が市場相場を大きく下回る相場で為替を振り出し、短期間で市場相場が平価まで下落したのである。この時、送金を管理する大蔵委員会の筆頭委員はジョン・フォスター（第一大蔵卿と財務府長官を兼務）であり、彼はその半年前までアイルランド通貨委員会委員長職にあった（1804年3～6月）。
- 30) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Crofton), pp.68-69.
- 31) ICEC (1804), *Report*, p.12; ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Crofton), p.69. 括弧内は引用者。
- 32) アイルランド通貨委員会は、大蔵委員会が高すぎる為替相場を阻止するために市場相場以下で手形を振り出す習慣がないことを、早くも証人審問4日目（3月8日）に確認している。パジェットは「時には市場相場以下の場合もあるが、その日の最低の市場相場で振り出すのが常である」と証言している（ICEC, 1804, *Minutes of Evidence*, (J. Puget), p.23）。大蔵送金手形が市場相場近傍で振り出されていたことは、アイルランド通貨委員会の資料からも確認できる（表2.1／表2.2およびその出所を参照）。
- 33) ICEC (1804), *Report*, p.12. 括弧内は引用者。
- 34) ICEC (1804), *Report*, p.13. 傍点は引用者。
- 35) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.1, pp.1-14.
- 36) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.1, p.14.
- 37) ICEC (1804), *Report*, p.13.
- 38) ICEC (1804), *Report*, p.13; ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Roach), p.91. 括弧内は引用者。
- 39) ICEC (1804), *Report*, p.13; ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (W. Colville), p.146.
- 40) 前掲の注33)と同じ。
- 41) アイルランド通貨委員会には、当時のブリテンとアイルランドの財務部局の有力メンバーが多数含まれていた。財務府・大蔵委員会への明示的な批判が抑えられた背景として、当時のアイルランドの財政事情や行財政改革の着手などが影響した可能性がある。これについては、山倉（2015）を参照。
- 42) 報告書には、この現状認識を裏付ける叙述がある。「頻繁な為替変動を助長してきた原因」について、アイルランド通貨委員会はこう述べている。「本委員会は、アイルランド大蔵委員会の〔送金〕管理にいかなる責任も帰するつもりはない。それどころか、大蔵委員たちによる〔送金の〕指示は、まさしく国家利益への切望から生じたものと思われる。だが、彼ら官吏の任務の性質と構造は為替仲買業務を有利に遂行するには不向きであるように思われる」（ICEC 1804, *Report*, p.12）。
- 43) 当初、財務府・大蔵委員会はこの巨額送金をアイルランド銀行に要請したが、銀行理事たちはそれを拒否した。その理由は、理事のなかに為替取引に従事する者が多くいたため、アイルランド銀行が為替オペレーションを実施すれば利益相反が起こり公衆からの非難が予想されること、また公平無私という同行の信用も毀損されるおそれがあったからであるという（*Hansard*, Vol.3 [5th Feb. 1805], p.260; *Hansard*, Vol.4 [21st March 1805], p.68）。
- 44) *Hansard*, Vol.3 [5th Feb. 1805], pp.260-261; *Hansard*, Vol.4 [21st March 1805], pp.68-69.
- 45) *Hansard*, Vol.4 [21st March 1805], p.67.
- 46) 本稿が考察対象とする為替安定化政策を含め、アイルランド通貨委員会が提案した複数の並行的施策はアイルランド銀行を中心に構想されており、その理由や背景（たとえば委員会が、為替安定化の先例として1770年代のスコットランドの二つの勅許銀行によるロンドン・バランス活用の着想を得ていたことなど）については従来の研究によって一定程度明らかになっている（山倉 2012, 54-56 ページ）。委員会が、アイルランド銀行への公債管理（借入金の送金業務）の委託を提案した理由も、本稿の考察だけでなく、そうした委員会の政策論全体に位置



19世紀初期の英愛為替関係と為替安定化政策論

- づけて検討する必要がある。
- 47) ブリテン財務府によるこのオペレーションは、すでにフェターによって取り上げられている。フェターは、アイルランド通貨委員会の証言録（パジェットおよびボロウズ）を引用しながら、この時すでに政府・財務府（ブリテン・アイルランド）にはアイルランド為替安定化への関心があり、しかも相場安定化の手法に関する知見もあったことを明らかにしている（Fetter 1955, pp.19-23）。このように、フェターの研究にはきわめて示唆的な内容が含まれているが、その一方でこの事例がアイルランド通貨委員会の政策論に与えた影響についてはまったく検討されていない。したがって以下では、フェターの貢献を尊重しつつも、本稿の問題関心に沿って、証言録と統計資料をより綿密に照合しながらこの為替オペレーションを取り上げる。
- 48) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.2 pp.24-25.
- 49) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Puget), p.5; (W. Borrows), pp.15-16.
- 50) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.2, pp.25-26.
- 51) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (W. Borrows), p.16.
- 52) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.1, pp.9-10.
- 53) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (W. Borrows), p.16.
- 54) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.2, p.26.
- 55) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.2, p.26.
- 56) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (W. Borrows), pp.15-16.
- 57) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Puget), p.5.
- 58) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Puget), p.5.
- 59) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Puget), p.5.
- 60) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, A.2, pp.25-26.
- 61) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Puget), p.5.
- 62) フェターは、一連のパジェットの証言から「何ら大きな金融上の目標が考慮されることなくそうしたオペレーションが行われ、その主たる帰結が、ひと握りの商人たちにアイルランドの国庫から利益を与えることであった」としている（Fetter 1955, p.22）。
- 63) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Puget), pp.4-5.
- 64) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (W. Borrows), pp.15-16.
- 65) この為替相場表は1794年1月～1804年3月のロンドンのダブリン宛て相場およびダブリンのロンドン宛て相場を記載したものであり、為替問題の検討にとって最重要の基本資料である。これには出所が明記されていないが、こうした資料を用意しうる他の商會が存在する可能性は低く、また証人審問の内容からみても、それがパジェット（パジェット＝ペインブリッジ商會）によるものであることはほぼ間違いないであろう。
- 66) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, (J. Puget), pp.1-6; pp.21-23; pp.23-25; pp.150-153. パジェットの審問日数は4日間であった。なお、委員会に審問された証人は総勢19人、総審問日数は27日間である。
- 67) 1800年のブリテン財務府による為替誘導に委員会（正確には証人審問を担当した委員）が一定の関心を示していたことは、前述のとおり、証人審問の内容から明らかである。それにもかかわらず、それが報告書で一切引用されなかったのは、アイルランド大蔵委員会による送金操作に伴う為替不安定化に（かなり慎重な論調で）言及したため同趣旨の説明を繰り返す必要がなかったからであろう。それに加えて、いくつかの政治的な要因も考えられる。アイルランド通貨委員会メンバーには、ピット、アディントン（両者は委員会任命中にブリテン首相兼財務府長官を交代している）だけでなく、ブリテンとアイルランドの財務部局の有力者が名を連ねていた。1800年の事例に言及することは必然的に彼ら（特にピット）への批判に繋がるであろう。これを含めて報告書には財政管理に関する叙述を確認できないが、その理由については、山倉（2015）を参照。
- 68) このアイルランド通貨委員会の政策論には、報

告書では十分検討されていない実践上の問題があった。それは為替相場を引き下げる局面で生ずる損失の問題である。委員会の政策論に即していえば、アイルランド銀行がオペレーションの過程で被る損失を、財務府が負担するのかそれともアイルランド銀行が負担するのか、という問題である。すでに証人審問において、この問題を指摘していたのはバジェットである。バジェットはこの為替損失を理由にアイルランド通貨委員会の提案に否定的だったが (ICEC 1804, *Minutes of Evidence*, (J. Puget), p.4; Fetter 1955, p.43fn.), 委員会はこの問題の重要性を軽視していたといえる。なお 1804 年にアイルラン

ド銀行が財務府からの送金依頼を拒絶して以降 (前掲の注 43 を参照), 同様の要請が幾度もなされたが, 同行が送金業務の委託を受け入れる過程では, 損失補填の問題を含めいくつかの交渉があった。その経緯や内容についてはバロウが明らかにしているとおりでである (Barrow 1975, pp.41-44)。ともかくこのように, 為替オペレーションに伴う為替損失の負担問題は, 政策実現に直接かかわる事柄であり, それを委員会がどのように考えていたのかは検討に値しよう。しかしいまは, 問題提起にとどめておかなければならない。

## 〔参考文献〕

### 1. 研究書／論文

- Andréadès, A. M. (1909), *History of the Bank of England: 1640 to 1903*, Translated by Christabel Meredith with a Preface by H. S. Foxwell, 4th edition with a New Introduction by Paul Einzig, Frank Cass and Co. Ltd, London, 1966. 町田義一郎・吉田啓一訳『イングランド銀行史』日本評論社, 1971年〔訳書底本 (原著仏語版), *Historie de la Banque d'Angleterre*, 2tom., Paris, 1904.)
- Barrow, G. L. (1975), *The Emergence of the Irish Banking System 1820-1845*, Gill and Macmillan, Dublin.
- Boyle, G. E. and P. T. Geary (2004), 'The Irish Currency Report of 1804,' *Central Bank of Ireland Quarterly Bulletin*, Spring, pp.107-127.
- Brewer, J. (1989), *The Sinews of Power: War, Money, and the English State, 1688-1783*, Unwin Hyman, London. 大久保佳子訳『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会, 2003年。
- Cannan, E. (1919), *The Paper Pound of 1797-1821: A Reprint of the Bullion Report*; with an introd. by Edwin Cannan, P. S. King and Son, London.
- Fetter, F. W. (1980), *The Economist in Parliament: 1780-1875*, Duke University Press, Durham, N.C.
- (1955), *The Irish Pound 1797-1826: A Reprint of the Committee of 1804 of the British House of Commons on the Condition of the Irish Currency, with Selections from the Minutes of Evidence presented to the Committee*, George Allen and Unwin Ltd., London.
- Hall, F. G. (1949), *The Bank of Ireland 1783-1946*, Hodges Figgis, Dublin and B. H. Blackwell, Oxford.
- Horsefield, J. K. (1955), 'Book Review: The Irish Pound, 1797-1826,' *Economica*, New Series, Vol.22, No.87, pp.265-266.
- Kiernan, T. J. (1930), *History of the Financial Administration of Ireland to 1817*, P. S. King & Son, London.
- Macleod, H. D. (1856), *The Theory and Practice of Banking: with the Elementary Principles of Currency, Prices, Credit and Exchanges*, Vol.2, Longman, Brown, Green and Longmans, London.
- Malcomson, A. P. W. (1978), *John Foster: Politics of the Anglo-Irish Ascendancy* (the Institute of Irish Studies, Queen's University of Belfast), Oxford University Press.

- (2011), *John Foster (1740-1828): The Politics of Improvement and Prosperity*, Four Courts Press Ltd., Dublin.
- McCavery, T. R. (2000), 'Politics, Public Finance and the British-Irish Act of Union of 1801,' in *Transactions of the Royal Historical Society*, Sixth Series X, Cambridge University Press.
- McDowell, R. B. (1964), *The Irish Administration 1801-1914*, Routledge and Kegan Paul, London.
- Murray, A. E. (1903), *A History of the Commercial and Financial Relations between England and Ireland*, P. S. King and Son, London.
- O'Brian, G. (1927), 'The Last Years of the Irish Currency,' *Economic History (A Supplement to the Economic Journal)*, Vol. 1, No. 2, May 1927, pp. 249-258.
- ÓGráda, C. (1991), 'Reassessing the Irish Pound Report of 1804,' *Bulletin of Economic Research*, Vol.43, No.1, pp.5-19.
- (1993), 'The Irish Paper Pound of 1797-1820: Some Cliometrics of the Bullionist Debate,' *Oxford Economic Papers*, New Series, Vol.45, No.1, pp.148-156.
- (1994), *Ireland: New Economic History 1780-1939*, Oxford University Press.
- Thomas, W. A. (1986), *The Stock Exchange of Ireland*, Francis Cairns, Liverpool.
- Turner, J. D. (2011), 'Irish Contributions to Nineteenth-century Monetary and Banking Debates,' in T. Boylan, R. Prendergast and J. D. Turner, ed., *A History of Irish Economic Thought*, Routledge, London.
- 佐藤 進 (1965), 『近代税制の成立過程』東京大学出版会。
- 佐藤芳彦 (2010), 『『会計年度』と財政民主主義 (IV)』『アリティス リベラレス』(岩手大学人文社会科学部紀要) 第 87 号。
- 田中生夫 (1955), 『『アイルランド通貨報告』と『地金報告』』『岡山大学法経学会雑誌』第 15 号。
- 田中生夫編訳 (1961), 『インフレーションの古典理論』未来社 (『地金報告』(Bullion Committee 1810) の翻訳を含む)。
- 田中素香 (1982), 「不換銀行券流通と名目的為替相場」『金融経済』第 196 号。
- 日浦 涉 (2010), 「アイルランド自治問題と連邦構想」佐藤勝則編『比較連邦制史研究』多賀出版 (第 5 章所収)。
- 藤田哲雄 (2008), 『イギリス帝国期の国家財政運営』ミネルヴァ書房。
- 山倉和紀 (2011), 「J. L. フォスターとアイルランド為替問題」『商学集志』第 80 巻第 4 号。
- (2012), 「ソートン『キング評注』とアイルランド為替問題」『商学集志』第 82 巻第 2・3 号合併号。
- (2015), 「アイルランド為替論争におけるアイルランド銀行批判の含意」『エール』(アイルランド研究) 第 34 号。

## 2. 議会文書

*British Parliamentary Papers (BPP)*.

*Cobbett's Annual Register*, Vol.3, From January to June, 1803.

*Hansard's Parliamentary Debates* (First Series), Vol.1, 22nd November 1803 - 29th March 1804.

*Hansard's Parliamentary Debates* (First Series), Vol.2, 5th April 1804 - 31st July 1804.

*Hansard's Parliamentary Debates* (First Series), Vol.3, 15th January - 12th March 1805.

*Hansard's Parliamentary Debates* (First Series), Vol.4, 13th March - 14th May 1805.

*Journals of the House of Commons (JHC)*, Vol. 59, 22nd November 1803 - 27th November 1804.

Bullion Committee (1810), *Report, together with the Minutes of Evidence, and Accounts, from the Select Committee*

*on the High Price of Gold Bullion*, Ordered, by the House of Commons, to be printed, 8 Jun 1800.

Irish Currency/Exchange Committee [ICEC] (1804), *Report from the Committee on the Circulating Paper, the Specie, and the Current Coin of Ireland, and also, on the Exchange between that Part of the United Kingdom and Great Britain; &c. &c. &c.*, Ordered to be printed 13 Jun. 1804.

**(Abstract)**

The Irish Currency/Exchange Committee (ICEC) in 1804 proposed that the Bank of Ireland should use the London balance of the Irish Treasury as an exchange stabilization fund. This paper elucidates the reason why the committee formed an exchange rate policy centered on the Bank of Ireland, considering the historical background of policy making. After 1797, the Irish Treasury raised a loan in Britain to finance Ireland's war expenditure. Thus, the Irish Treasury began to hold a temporary balance in London that was to be transferred to Dublin. The Irish Treasury Board had drawn a Lordship draft for the remittance of this loan. The Irish Treasury Board was forced to draw its draft irregularly in wartime. Accordingly, such an irregularity attracted speculation by an exchange jobber, which caused excessive exchange rate fluctuations. ICEC understood the possible problems of using the Treasury Lordship draft by thoroughly examining the adverse impacts of the draft. Hence, ICEC was convinced that the Irish Treasury Board was inadequate for managing the exchange rate operations, and ICEC proposed to entrust the Bank of Ireland with that task. The proficiency of ICEC in designing an exchange rate policy should be highly evaluated.

JEL classification number: B19, F31, N23, N43.